

長崎市の人口

平成17年 国勢調査結果

長 崎 市

平成 17 年 国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 17 年国勢調査はその 18 回目に当たる。

なお、昭和 19 年、20 年、21 年及び 23 年に国勢調査ではないが、全国的規模での人口調査が実施されている。

これらを列挙すると、次のとおりである。

	調査の名称	調査の時期
1 回	大正 9 年 国勢調査	大正 9 年 10 月 1 日
2	大正 14 年 国勢調査	大正 14 年 10 月 1 日
3	昭和 5 年 国勢調査	昭和 5 年 10 月 1 日
4	昭和 10 年 国勢調査	昭和 10 年 10 月 1 日
5	昭和 15 年 国勢調査	昭和 15 年 10 月 1 日
	(昭和 19 年 人口調査	昭和 19 年 2 月 22 日)
	(昭和 20 年 人口調査	昭和 20 年 11 月 1 日)
	(昭和 21 年 人口調査	昭和 21 年 4 月 26 日)
6	昭和 22 年 臨時国勢調査	昭和 22 年 10 月 1 日
	(昭和 23 年 常住人口調査	昭和 23 年 8 月 1 日)
7	昭和 25 年 国勢調査	昭和 25 年 10 月 1 日
8	昭和 30 年 国勢調査	昭和 30 年 10 月 1 日
9	昭和 35 年 国勢調査	昭和 35 年 10 月 1 日
10	昭和 40 年 国勢調査	昭和 40 年 10 月 1 日
11	昭和 45 年 国勢調査	昭和 45 年 10 月 1 日
12	昭和 50 年 国勢調査	昭和 50 年 10 月 1 日
13	昭和 55 年 国勢調査	昭和 55 年 10 月 1 日
14	昭和 60 年 国勢調査	昭和 60 年 10 月 1 日
15	平成 2 年 国勢調査	平成 2 年 10 月 1 日
16	平成 7 年 国勢調査	平成 7 年 10 月 1 日
17	平成 12 年 国勢調査	平成 12 年 10 月 1 日
18	平成 17 年 国勢調査	平成 17 年 10 月 1 日

明治 35 年 12 月 1 日に、「国勢調査ニ関スル法律」(明治 35 年法律第 49 号)が制定され、同法に基づく第 1 回国勢調査は大正 9 年に実施された。

この法律では、国勢調査は 10 年周期で行うこととされていたが、大正 11 年の法改正によって 10 年周期からその中間年に簡易な調査を行うこととする 5 年周期に改められた。

戦前の各回国勢調査は大正 9 年、昭和 5 年、15 年に大規模調査が、その中間の大正 14 年、昭和 10 年に簡易調査が実施された。なお、昭和 20 年は

簡易調査の実施年に当たっていたが、戦争の影響で実施されなかった。

昭和 22 年 3 月 26 日、「統計法」(昭和 22 年法律第 18 号)が制定され特に国勢調査については「国勢調査ニ関スル法律」の規定を引き継いで、その実施を定めている。

また、統計法は新たに「指定統計」の制度を設けたが、国勢調査は昭和 22 年 5 月 2 日内閣告示第 21 号によって「指定統計第 1 号」に指定された。

この統計法に基づいて昭和 22 年臨時国勢調査が実施された。

統計法では調査周期を 5 年と定めていたが昭和 25 年国勢調査の後、昭和 29 年にその周期を 10 年に改めるとともに、その中間年に簡易な方法による調査を行うこととなり、これによって昭和 30 年国勢調査は簡易調査として実施された。

以後、昭和 35 年、45 年、55 年、平成 2 年及び前回の平成 12 年に大規模調査が、その中間の昭和 40 年、50 年、60 年、平成 7 年及び今回の平成 17 年に簡易調査が実施された。

大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は大規模調査の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成 17 年国勢調査は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 17 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 4 条第 2 項ただし書きの規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)

国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

調査の地域

平成 17 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 17 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 10 月 1 日を含む前 3 か月以上にわたって住んでいる者、又は 10 月 1 日以降 3 か月以上住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。ただし、次の者については、それぞれに次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は診療所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶（なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出航し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。）
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 17 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

氏名	男女の別	出生の年月	世帯主との続き柄
配偶の関係	国籍	就業状態	従業地又は通学地
従業上の地位	勤め先・業主などの名称及び事業の内容		
本人の仕事の内容			

（世帯に関する事項）

世帯の種類	世帯員の数	住居の種類	住宅の建て方
住宅の床面積の合計（延べ面積）			

調査の方法

平成 17 年国勢調査は、総務庁（統計局・統計センター） - 都道府県 - 市区町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成 17 年国勢調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるよう設定された。

なお、調査区は、平成 2 年国勢調査から恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

平成 17 年国勢調査は、総務庁長官により任命された国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し収集する方法により行った。また調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1 枚に 4 名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。